

## 原発避難者訴訟 6. 17 最高裁判決

### 『国の責任を認めない』不当判決を糾弾する！

東電福島第一原発事故で避難した住民たちが国に損害賠償を求めた集団訴訟で、最高裁第2小法廷（菅野博之裁判長）は、国の賠償責任を認めない不当判決を言い渡した。事故後11年を経て東電を規制する立場だった国の法的責任はなかったとするひどい判決である。

裁判官4人のうち検察官出身の三浦守裁判官はただ一人反対意見をつけた。

三浦守裁判官の反対意見は以下の通り。「対策を取ったとしても事故は防げなかった。だから国に責任はない。最高裁判決はこう言っているに等しい。津波予測の信頼性や、東電に何度も対策を求める機会があったことには踏み込まず、事故が回避できたかどうかだけで判断した。当時の緩い規制の水準を追認している。国が命令を出さなかった妥当性について論じることを避けたとも言える。原発は国策で推進されてきた。事故の被害は取り返しがつかないからこそ、国の規制は専門性を踏まえて最善を尽くすことが期待されてきた。

深刻な災害が万が一にも起こらないようにと1992年の四国電力伊方原発をめぐる最高裁判決はこう説いた。しかし、その万が一が起こってしまった。2002年の津波予測公表から9年近くの時間があり、津波が弱点であること、炉心溶融に至る可能性があることも論議されていた。にもかかわらず、国も東電も対応しなかった。」

反対意見の結論は、公務員の不作為は違法であり、過失も因果関係もみとめられる。国は損害賠償の責任を免れないという明快な論旨である。

### 東電旧経営陣に13兆3千億円賠償命令！

7月13日、東電株主代表訴訟では東京地裁判決で東電の姿勢を厳しく糾弾し、東電の旧経営陣4人（勝俣、清水、武藤、武黒）の責任を認め、13兆3210億円の損害賠償を命じた。

東電では、事故前、万が一にも過酷事故を起こさないよう、いかなる対策が可能かなど、原子力事業者として当然に、極めて厳しく求められる安全確保の意識に基づいて行動していない。

それどころか、ほぼ一貫して、規制当局の原子力安全・保安院に、自らが得ている情報を明らかにすることなく、いかにできるだけ現状維持できるか。そのために有識者の意見のうち都合のいい部分を利用し、都合の悪い部分を無視したり、顕在化しないようにしたりすることに腐心してきたことが浮き彫りになった。

さらに、7月22日原告の株主らは4人の財産を差し押さえる「強制執行」の手続きを取るよう、東電に要望書を出した。

東京地裁の7月13日の判決では、判決確定前でも差し押さえなどの強制執行ができる「仮執行宣言」をつけていた。弁護団の河合弘之弁護士は、「東電が対応しない場合、株主側が代わって強制執行の手続きをとる考えがある」ことを記者会見で表明した。

## ◎6/10(金)福島原発事故 被害者救済九州訴訟 第4回控訴審 **《裁判闘争報告》**

参加者は40名位で、今回の口頭弁論は、原告側から下記の2名が意見陳述を行った。

- ・原告の意見陳述は、一審では奥さんの意見陳述と原告尋問があったが、今回はご主人が事故のこと避難でとても大変だったことなどを意見陳述された。出席予定だったがどうしてもいけないとの連絡があり、八木弁護士が代読した。
- ・池上弁護士は、「津波が来ることが分かっていたにもかかわらず、原発を止めることを避けるため7年も対策を取らなかった」と東電の責任を追及した。

報告集会では、近藤弁護士より、次回以降の進め方について以下の発言があった。

裁判長は最高裁の判断が出るので、結審へ向かいたい意向のようで、次々回には立証計画を確定させたいと思っているようだ。今後の主張の予定は、この事故で何が奪われたのか、内部被ばくのリスクについて裁判官に分からせたいと考えている。

※次回第5回公判は 11月17日(木)14:30～ (福岡高裁101号法廷)

## ◎6/21(火)川内原発行政訴訟 進行協議報告集会

参加者は20名位で、進行協議報告が弁護団(海渡、甫守、中野弁護士ら)よりなされた。

- ① 裁判長体の変更がある。増田稔裁判長から久保田浩史裁判長へ、左陪席が穂苅学裁判官へ変わっている。
- ② 今回は証人尋問の実施及び期日についての協議だった。しかしながら、前任者からの引継ぎができておらず、プレゼンを聞いてから尋問が必要かどうか判断となった。
- ③ 新裁判体が分かっていないので、証人尋問をさせるようにこの間の経過を書面で出して裁判官に分かってもらうようにしたいと考えている。
- ④ 国は異さんへの反論を専門家に書かせると言っている。

※次回10月24日(月)進行協議報告集会の持ち方については、別途案内することになった。

## ◎7/20(水)玄海原発行政訴訟・全基差止第4回控訴審

参加者は53名位で、会からは6名が参加。

### ①行政訴訟第4回口頭弁論

- ・武村弁護士が、提出した準備書面(2)の以下の2点についてグラフ等で説明した。
  - ①入倉・三宅式による基準地震動の過小評について具体的なポイントを説明した。
  - ②地震データの「ばらつき」を被控訴人らは全く無視していることを指摘した。
- ・また、岩坪裁判長は、「汚染水対策の不備と地下水流出問題」及び「火山の巨大噴火に関する国民の社会通念の在り方」等について争点がかみ合っていないことを国と九電に指摘し、次回11/9第5回公判までに反論を提出するよう命じた。

### ②全基差止第4回口頭弁論

- ・準備書面(4)で避難計画の実効性欠如に関する主張を行った。
- ・原告代表石丸初美さんは、玄海原発事故避難受入自治体佐賀、福岡、長崎3県39市町のアンケート結果をもとに避難計画の問題点について意見陳述を行った。
- ・裁判長は、国と九電に対して「被控訴人らの避難計画の主張は一般的なプレゼン程度なので争点を噛合わせる様に、次回準備書面で反論するよう」に言い渡した。

※次回第5回控訴審…11月9日(水)行訴14:30～、全基15:00～

◇報告後、6/17 避難者訴訟最高裁判決について大橋弁護士よりパワポで解説があった。(M)

# 瓜生会長の顔がプーチンにダブッテ見えた！

### 昨年からの変化

株主の会以外に物言う株主二人より追加提案が出されていた。今年は役員改選の年でもあり、株主提案も倍増。内容も多様で会社としては知られたくない事が多かったのか、瓜生会長の議事運営は強引でゴリ押しが続いた。事業報告のナレーションも一部のみ読み上げるだけで、後は報告書通りで終わる。決算報告、監査報告も報告書通りで終わる。子会社が談合で立ち入り検査を受けたことも無視されていた。

### 強調された方針

社会を先取りする事業展開、サステナビリティ経営の推進。カーボンニュートラル、DXで百パーセントオール電化の実現。カーボンマイナスの実現、ICT活用事業の拡大で企業価値を高め株主還元の充実を目指す。

### 物言う株主への対応例

- ① 関西電力の様に役員個人々の報酬額を開示せよ VS ノーアンサー
- ② 株価を上げる為自社株買いを求める VS ノーアンサー
- ③ 談合で立ち入り検査を受けた事への対応 VS ノーアンサー
- ④ 株価低迷の要因である決算公開の時期を他社並みに早めよ VS ノーアンサー

### 株主の会への対応例

- ① 再エネ出力調整は送電ネットワークを守るため資源エネルギー庁の指針に従って行っている。今後の見通しでは、8.2回制限すると再エネ業者は4%販売量が減る。再エネ業者は4%販売量が減ることを前提として経営を行え。
- ② ウクライナのように原発が攻撃を受けた時の対応に関して。規制庁の指示で電源を確保しタンクに水を入れる。建屋は飛行機がぶつかっても大丈夫な様に作っている。攻撃を受けた時は、国の精査で指令が出れば原発を止める。具体的な事は決まっていない。飛行機の衝突については新規制基準により対処。武力攻撃にも大方は大丈夫だがどこまで耐えられるかは不明。
- ③ 事故への対応責任は事業者にあるが、武力攻撃への対処は国の責任である。電力会社は関与しない。命令が出れば原発を止める。
- ④ 持続不可能な原発を、サステナビリティと云う横文字で誤魔化すな VS 御意見として賜っておく。

### ますます劣化する担当取締役の質

事務方が作ったと思われる、質問の答えになっていない回答を、何度も何度も繰り返す担当役員が瓜生会長から、もっと丁寧に説明しなさいと叱られる場面も何度かあった。

### 九電の経営状況

昨年は赤字を隠蔽する為、減価償却法を変更し黒字にした。今年度の決算を見ると昨年より黒字額が減り、一株40円の配当を維持できなくなっている。その為、利益準備金を取り崩し剰配が行はれた。

### 最後に会場での挙手採決の結果

会社提案への反対は3分の1位、株主の会提案への賛成は4分の1位であった。(T.T)

創業 52 年になるロシナンテ社の「月間むすぶ」の定期購読をしています。618 号（2022 年 7 月）の記事の要約した内容を紹介します！

### ●2021 年 11 月 5 日「凍土壁温度上昇、排水路に亀裂、東電漏水の有無調査」

『とんでもない巨大な冷蔵庫「凍土壁」の建設費と維持費は莫大。全体の日常点検はほぼ不可能。そんな中、凍土遮水壁の一部で温度が上昇。排水路の水を抜き内部調査で、長さ約 1m 幅約 5mm の亀裂を確認。東電は、「亀裂は砂などが詰まっており漏水した可能性は低い。今後遮水壁内部などを掘削し温度上昇の原因を詳しく調べる。地中温度は 0℃を超えているが、遮水壁内部で地下水の水位が保たれているため、遮水機能は維持されている。』※記事は、つづくと書かれていますが、一ヶ月経っても原因究明ができず温度上昇が続く中、政府は放射性物質トリチウムを含む処理水を海洋放出する方針を決めたのです。その後、冷却材の漏えい事故などトラブルは続く中、処理水の海洋放出計画を規制委は 7 月 22 日の臨時会合で認可し、東電は海底トンネル掘削準備を進めています。

### ●原発被災地の今 帰りたいでも元通り暮らせません

『2022 年 6 月、双葉町は全町避難が続く中、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点に指定された双葉駅周辺を避難指示解除へ向け、国や県との協議することを町議会が認めた。大熊町は、町の面積の 6 割が未だ帰還困難区域。震災前大熊町の中心地であった大野駅周辺は、特定復興再生拠点に指定され、除染が急ピッチに進められて避難指示が 6 月 30 日に解除され、5,896 人が住民登録している。しかし、その周りは帰還困難区域。戻って生活するための条件は整っていない。』

### ●国に奪われた当たり前の権利 賠償金は遅いけれど税金はすぐです

『国などは帰還困難区域が一部解除されると「復興した。」と言う。そうすると固定資産税などがかけられていく。農業などの収入無く所有しているだけで、最初は減額されていても 10 年経つと全額を支払うことになる。また、営農賠償や用地補償には課税され、所得からは復興税を支払っている。国などからの補償 7 年分のみ。本当の復興は 200 年 300 年。』

『誰にとっての復興なのか！被害の全貌は見えてない。巨大な被害をもたらす原発の害悪の総量はまだ誰にもわからない！』人類は、原発に頼らない社会を構築すべきです！！

### 【編集後記】

#### ◇東区から玄海原発の廃炉を考える会 第 8 回総会のご案内

- ・日時：8 月 28 日(日)13:30～16:00
- ・場所：市民ネット会議室
- ・総会後学習会「玄海原発避難計画の検証」講師：プルサーマル裁判の会代表石丸初美さん

#### ◇7/22 原子力規制委員会の「放射能汚染水海洋放出」の認可を糾弾する！

そもそも放射能のばらまきは最たる環境汚染、海はゴミ捨て場ではない。命の源、海を守ろう。7 月 23 日、全漁連は東電の汚染水海洋放出に『断固反対であることにはいいさかも変わらない』とする特別決議を全会一致で採択した。断固反対の全漁連を支援しよう。

#### ◇安倍元首相の国葬に断固反対する！

なぜ、安倍元首相の業績を国葬までしてたたえなければならないのか。戦後レジームからの脱却と称して、憲法 9 条の改正、安保法制、共謀罪、台湾有事、防衛費の増額など戦争への道を突き進めてきた。また、「森友」「加計」「桜を見る会」など安倍独裁政権の問題もうやむやのままだ。さらに、「日本会議」、「統一教会」との関係なども解明すべきである。(M)